

福島県後期高齢者医療広域連合告示第27号

下記の者に対する後期高齢者医療保険料額決定通知書は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達を受けるべき文書は、住所地を管轄する市役所の後期高齢者医療保険料の所管課で保管し、送達を受けるべき者からの申出により交付する。

令和8年7月2日

福島県後期高齢者医療広域連合長 馬場 雄基



記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書	管轄
高橋 英一	令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書	いわき市